

最高裁秘書第2773号

令和元年5月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

5月6日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2414号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「1 最高裁判所庁舎の敷地、対象施設周辺地域」と題する書面（図面を含む。）（片面で2枚）
- (2) 「2 最高裁判所庁舎周辺地域図」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 小型無人機等の飛行に関する申請書（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

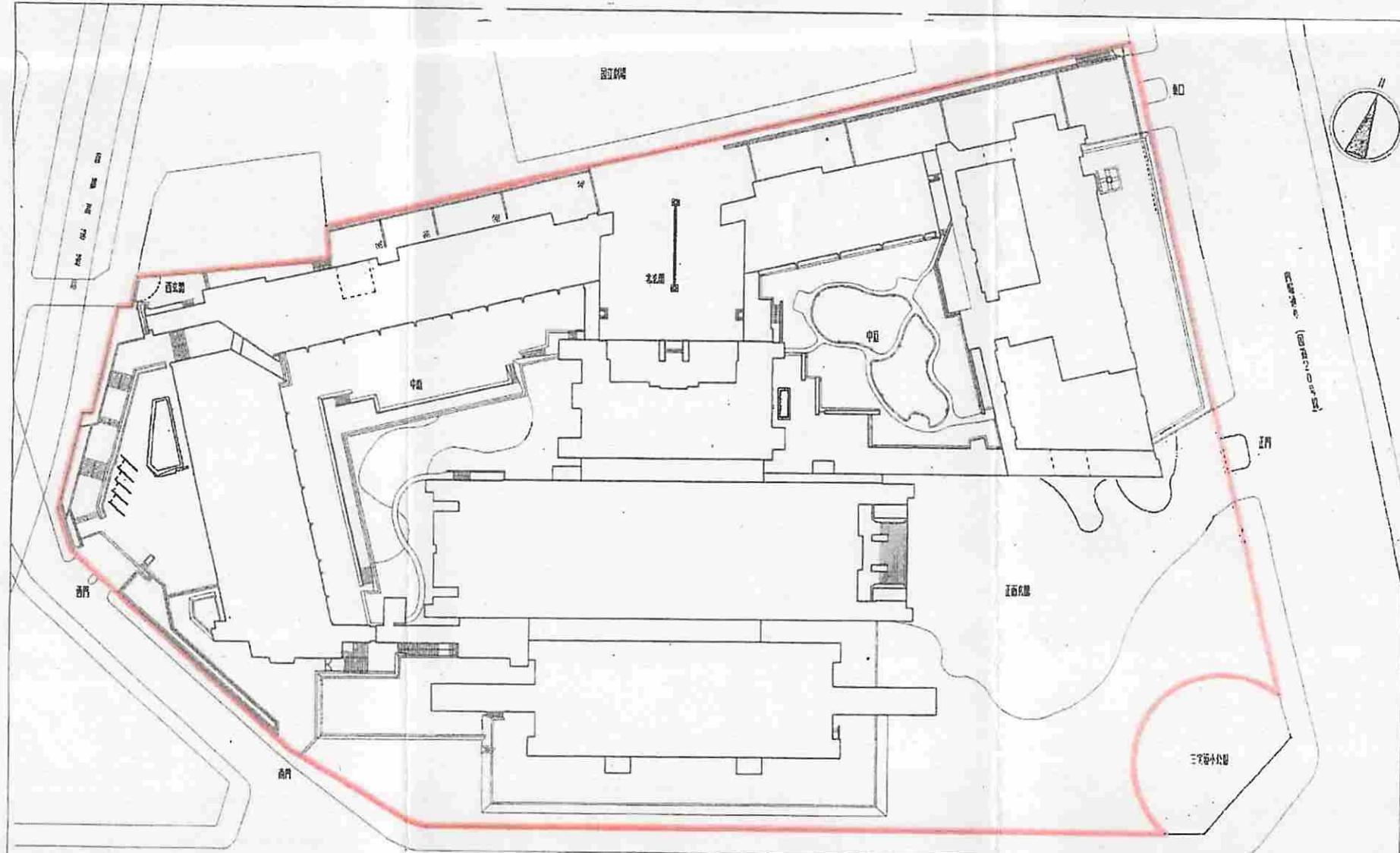
（担当） 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## **1 最高裁判所庁舎の敷地、対象施設周辺地域**

対象施設の敷地	東京都千代田区	隼町4番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	隼町、麹町1丁目1番地、5番地及び7番地、永田町1丁目8番、10番及び11番、永田町2丁目19番、平河町1丁目6番から9番まで並びに平河町2丁目

### **備考**

- 1 「次の図面」は省略し、その図面を最高裁判所に備え置いて縦覽に供する。
- 2 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 3 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。



最高裁判所  
配置図 S=1/800

## 2 最高裁判所庁舎周辺地域図



## 小型無人機等の飛行に関する申請書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）（以下「法律」という。）第8条第2項第1号の規定による同意を得るため、別紙遵守事項を遵守し、下記事項を特定の上、申請する。

平成 年 月 日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

操縦者

氏名 \_\_\_\_\_

(印)

記

1 小型無人機等の飛行を行う日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 小型無人機等の飛行を行う目的

3 小型無人機等の飛行に係る区域（当該区域を示す地図を添付）

4 操縦者※運転免許証等の身分証明書で確認します。

(1) 氏名		(2) 生年月日	
(3) 住所		(4) 電話番号	

5 操縦者の勤務先（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

(1) 氏名		(3) 電話番号	
(2) 住所			

6 小型無人機等の飛行に係る機器の種類（法律第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項第2号に基づき国家公安委員会規則で別に定める機器の種類を記載）

7 小型無人機等の飛行に係る機器の特徴

(1) 製造者		(2) 名称	
(3) 製造番号		(4) 色	
(5) 大きさ		(6) 積載物	
(7) その他の特徴			

8 申請者（申請者が操縦者の代理である場合に限る。）※運転免許証等の身分証明書で確認します。

(1) 氏名		(2) 生年月日	
(3) 住所		(4) 電話番号	

### 同意書

上記の小型無人機等の飛行に関して、別紙遵守事項の遵守を条件として同意します。

平成 年 月 日

同意者 施設名称 最高裁判所

施設管理者 最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

印

所在地 東京都千代田区隼町4番2号 電話番号 03-3264-8337

## 別 紙

### 遵 守 事 項

- (1) 申請した事項を変更する場合は、改めて申請を行うこと。
- (2) 飲酒等の影響により当該小型無人機等の飛行を正常に行うことができないおそれがある間は、これを行ってはならないこと。
- (3) 当該小型無人機等の飛行に係る機器に危険物を積載してはならないこと。
- (4) 当該小型無人機等の飛行に係る機器から物件を投下してはならないこと。
- (5) 対象施設周辺地域の上空で行う小型無人機等の飛行に係る機器は、できるだけ自動操縦により飛行させないようにし、操縦者が当該小型無人機等の飛行に係る機器及びその周囲の状況を目視により常時監視して当該小型無人機等の飛行を行うこと。
- (6) 操縦者は、当該小型無人機等の飛行を行う間、対象施設の管理者から交付された同意書面を携帯すること。
- (7) 対象施設周辺地域の上空において小型無人機等の飛行を行うときは、当該対象施設周辺地域に係る対象施設の管理者及び警察官（本法第9条第1項及び第2項の規定を準用する皇宮護衛官及び海上保安官を含む。）による当該対象施設の安全の確保のための指示に従うこと。
- (8) 上記(1)～(7)に掲げるもののほか、航空法その他の法令の規制を遵守すること。